

株式取扱規則

象印マホービン株式会社

株式取扱規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 当社の株式および新株予約権に関する取り扱いおよびその手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、定款第12条に基づき、この規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。

② 当社および当社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取り扱いおよびその手数料、株主の権利行使に際しての手續等は、この規則の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

大阪府中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(請求または届け出)

第3条 この規則による請求または届け出は、当社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求または届け出が証券会社等および機構を経由して行われる場合はこの限りでない。

② この規則による請求または届け出について、代理人によって行うときは、代理権を証明する書面（株主が署名または記名押印した委任状およびその作成の真正を証明する資料）を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を、提出しなければならない。

③ 当社は第1項の請求または届け出が証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届け出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。

④ 当社は第1項の請求または届け出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。

⑤ 当社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求または届け出を受理しない。

第2章 株主名簿への記載または記録等

(株主名簿への記載または記録)

第4条 当社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載または記録を行う。

② 当社は、株主名簿に記載または記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載または記録を変更する。

③ 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載または記録を行う。

(株主名簿に使用する文字等)

第5条 当社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

(新株予約権原簿への記載または記録等)

第6条 新株予約権原簿への記載または記録、新株予約権に係る質権の登録、移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

② 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第3章 諸 届

(株主等の住所、氏名または名称の届け出)

第7条 株主等は、住所、氏名または名称を当社に届け出なければならない。

② 前項の届け出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(外国居住株主等の通知を受ける場所の届け出)

第8条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか、または通知を受ける場所を定めて届け出なければならない。

② 常任代理人は、前条第1項の株主等に含むものとする。

③ 第1項の届け出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(法人の代表者)

第9条 株主等が法人であるときは、その代表者の役職名および氏名を届け出なければならない。

② 前項の届け出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(共有株式の代表者)

第10条 株式を共有する株主は、その代表者を定めてその住所、氏名または名称を届け出なければならない。

② 前項の届け出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。

ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(法定代理人)

第11条 親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所、氏名または名称を届け出なければならない。

② 前項の届け出、変更または解除は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(その他の届け出)

第12条 第7条から前条までに規定する届け出のほか、当会社に届け出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

② 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届け出は、株主名簿管理人に対して届出るものとする。

(新株予約権者の届出事項等)

第13条 当社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については第7条から前条までの規定を準用する。ただし、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第4章 単元未満株式の買い取り

(単元未満株式の買い取り)

第14条 単元未満株式の買い取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

② 前項の買取請求の効力は、前項の請求が第2条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所に到達したときに生じるものとする。

(買取価格の決定)

第15条 単元未満株式の買取請求がなされた場合の買取価格は、前条による買取請求の効力発生日(以下「買取請求日」という)の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。

② 買取請求日に売買取引がないときは、その翌日以降最初になされた売買取引の成立価格とする。

(買取代金の支払い)

第16条 買取請求のあった単元未満株式の買取代金は、その請求にかかる株式数に前条により決定した1株当りの買取価格を乗じた額とする。

② 買取請求のあった単元未満株式の買取代金は、当社が別途定めた場合を除き、前条による買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に支払う。

③ 前項の規定にかかわらず、買取価格に剰余金の配当、株式分割を受ける権利等が含まれているときは、そのための基準日、割当日の前日までに支払うものとする。

(買取株式の移転の時期)

第17条 買取請求による単元未満株式は、前条に定める買取代金につき支払いのための手続を完了したときに、当会社の口座に振り替えられるものとする。

第5章 単元未満株式の売り渡し

(買増請求の方法)

第18条 単元未満株式の売り渡しを請求(以下「買増請求」という。)するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第19条 当会社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間は、買増請求の受付を停止するものとする。

(1) 5月20日

(2) 11月20日

(3) その他の株主確定日

② 前項のほか、当会社または機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

(買増請求の制限)

第20条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、その日におけるすべての買増請求の効力は生じないものとする。

(買増価格の決定)

第21条 単元未満株式の買増請求がなされた場合の買増価格は、買増請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に同市場において売買取引がないときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

(買増株式の移転の時期)

第22条 買増請求を受けた単元未満株式は、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれた後、当会社が銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対する振替の申請を行うものとする。

第6章 少数株主権等の行使方法

(少数株主権等の行使方法)

第23条 社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第147条第4項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、当会社の定める書式に記名押印した書面により行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

② 前項の少数株主権等の行使については、第3条を適用するものとする。

第7章 手数料

(手数料)

第24条 当会社の株式取り扱いに関する手数料は、無料とする。

② 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第8章 その他

(総株主通知に係る正当な理由)

第25条 振替法第151条第8項に定める正当な理由があるときとして、当社がこの規則に定めるものは次のとおりとする。

- (1) 当社が、法令、上場規則、定款その他の規則（以下「法令等」という。）に基づき株主に対して通知をするために必要があるとき。
- (2) 当社が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、または官公署もしくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
- (3) 当社が、株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- (4) 上場廃止、免許取消しその他当社または株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (5) 当社の株式に対する公開買付開始公告がなされ、取締役会が、直近の株主に対する文書の発送を行うべきと判断したとき。

(情報提供請求に係る正当な理由)

第26条 振替法第277条に定める正当な理由があるときとして、当社がこの規則に定めるものは次のとおりとする。

- (1) 加入者の同意があるとき。
- (2) 株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要があるとき。
- (3) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。
- (4) 当社が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、または官公署もしくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
- (5) 上場廃止、免許取消しその他当社または株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (6) 特定の者が当社に対して少数株主権等を行使する旨を認知したとき。
- (7) 大量保有報告書が提出された場合に、その所有名義を確認するために必要があるとき。

第9章 附 則

(実施期日)

第27条 この規則は、平成25年7月16日から実施する。

② 平成29年7月21日 一部改定

③ 2019年7月1日 一部改定